

都内 介護サービス事業所・施設 御中

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課長

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書の提出について（依頼）

日頃から、東京都の高齢者福祉施策にご理解とご協力をいただき有難うございます。

都では介護分野の人材不足が厳しい状況を鑑み、令和8年度介護報酬改定を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応及び賃上げ・職場環境改善の支援を行うことを目的として、介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業を実施します。本事業の内容については別添の厚生労働省のリーフレットをご参照ください。

本補助金の申請にあたっては、**【第1回締切】令和8年4月5日（日曜日）**又は**【第2回締切】令和8年4月15日（水曜日）まで**に「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（以下「計画書」という。）」を都知事に提出する必要があります。交付（支払い）時期は、第1回締切までに申請した場合は5月下旬頃、第2回締切までに申請した場合は6月下旬頃を予定しています。**申請・交付は1回限り**です。

計画書の提出については、以下のホームページに**計画書の様式**、**提出フォーム**及び**質問フォーム**を掲載しますので、必要事項をご記入の上、提出いただきますようお願いいたします。

【東京都・ホームページ掲載場所】

○東京都福祉局＞ 高齢者＞ 介護保険＞

令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和8年度繰越分）

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kaigo/tinnage/hojo>

二次元コードからアクセスできます→



※これまで事業名を「令和8年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」でご案内しておりましたが、**「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業（令和8年度繰越分）」に変更**となりましたので、ご注意ください。

【注意事項】

1 計画書の受付最終日

計画書の受付最終日は**令和8年4月15日（水曜日）**です。この期限までに提出のない場合は、本補助金を交付できませんので御注意ください。

2 計画書の記入方法

計画書の記入方法については厚生労働省の動画等をご確認ください。

<【動画】令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の計画書の記入方法について（厚生労働省）>

<https://youtu.be/5VT0b1mk4yI?si=hQRcblyZWxws3z0C>

二次元コードからアクセスできます→



3 計画書の提出先

本補助金の計画書は、八王子市内の介護サービス事業所・施設並びに地域密着型サービスや介護予防・日常生活支援総合事業、居宅介護支援、介護予防支援についても東京都が提出先となります。（下表参照）

処遇改善加算の計画書とは提出先が異なりますので、本補助金の計画書に対象事業所の記入漏れがないようご注意ください。万が一、記入漏れがあった事業所やサービスについては本補助金の対象にはなりませんのでご注意ください。

サービス	提出物	賃上げ・職場環境改善支援事業	介護職員等処遇改善加算
		補助金計画書 ※補助金を申請する場合は必須	処遇改善計画書 ※加算取得の場合は必須
居宅サービス（八王子以外）		東京都（介護保険課）	東京都（介護保険課）
施設サービス（八王子以外）		東京都（介護保険課）	東京都（介護保険課）
居宅サービス（八王子）		東京都（介護保険課）	八王子市
施設サービス（八王子）		東京都（介護保険課）	八王子市
地域密着型サービス		東京都（介護保険課）	区市町村
居宅介護支援		東京都（介護保険課）	区市町村
総合事業		東京都（介護保険課）	区市町村

東京都指定施設・事業所の処遇改善加算の届出については、以下のホームページに掲載予定です。

○東京都福祉局> 高齢者> 介護保険> 東京都介護サービス情報>

介護職員等処遇改善加算について

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/shogu>

二次元コードから
アクセスできます→



4 実績報告

賃金改善経費や職場環境改善経費への支出を行った上で、令和8年9月末日までに実績報告書を提出する必要があります。

5 補助金の返還

補助金の補助額に相当する賃金改善や職場環境の改善が行われていない、賃金水準の引下げを行いつながりながら特別事情届出書の届出が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合や虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合は、返還となります。

6 職員への周知

本補助金については、計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知する必要があります。また、賃金改善にあたっては、対象となる介護サービス事業所等における賃金改善を行う方法等について、申請書を用いるなどにより職員に周知するとともに、就業規則等の内容についても介護従事者に周知する必要があります。

【問合せ先】

○介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

本補助金の詳細なご質問については、以下のコールセンターにお問い合わせください。

電話番号： **050-3733-0222**（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

○計画書の提出に関するお問い合わせ

計画書の提出に関しては東京都の質問フォームよりお問い合わせください。

なお、提出期限間近でのお問い合わせには対応できない可能性がありますので、計画書の提出に関するお問い合わせはお早目をお願いします。

<https://f12743d8.form.kintoneapp.com/public/f655223ceff9dcc62501df5668de12f7f9d47f416594bf2a6eccb1858d9cc42f>

二次元コードからアクセスできます→



東京都福祉局高齢者施策推進部
介護保険課介護事業者担当